

「遠隔操作」によるプロバイダ勧誘の
トラブルにご注意を!

大手通信会社を名乗る

業者から電話勧誘があった。

「プロバイダ料金が950円になり、今まで

より安く、スピードも速くなる」と説明が

あり承諾した。すぐに、別の担当者が「パン

コンの遠隔操作」で、プロバイダの設定を

変更した。

実際には、大手通信会社とは無関係で、

勝手にオプションまでつけられ、今までのプ

ロバイダ料金より高くなっている。不審な

ので、解約したい。



アドバイス

1. 安易に自分のパソコンを、勧誘業者に遠隔操作させないようにしましょう!

勧誘業者に自分のパソコンを遠隔操作させるということは、契約しようとするプロバイダサービスの内容を確認する機会を失うだけでなく、自分のパソコン内にある情報を勧誘業者が見ること、自由に操作をすることを許したことになります。安易に勧誘業者に遠隔操作をさせて契約をしないことです。

2. 安さだけでなく、必要がなければきっぱり断りましょう!

契約の内容を十分理解しないまま勧誘されても、すぐに事業者には返事をしてはいけません。自分の利用環境や目的に照らして必要性を十分に検討してください。

プロバイダ等の契約は、特定商取引法の適用がないため、法律上のクーリング・オフ制度はありません。ただし、虚偽の説明や問題のある勧誘を受けた場合等には、取り消しができる場合もあります。

最近多発している [被害事例]



格安で雨どいの掃除をしてもらわずに高額の契約に！
格安をうたう電話勧誘に注意！

【あなたのまわりのこんな事例】

知らない業者から「雨どいの掃除を今なら二九八〇円でします。」と電話がかかってきた。

格安なのでお願いしたところ「屋根がずれていてこのままでは雨漏りする。大至急工事をする必要が有る。」と言われ、不安になり高額な屋根工事の契約をしてしまった。

アドバイス

◎ 格安の掃除・点検を口実に近づき「すぐに修理しないと危険です」、「台風が来る前に終えないといけません」と言葉巧みに不安をあおり、**急いで契約や工事をしよう**とします。これは悪質商法のひとつ「**点検商法**」です。

◎ 突然訪れた業者に不具合など指摘されても、その場で契約するのは避けましょう。修理が必要で契約する場合は**信頼できる複数の業者から見積もり**をとり、費用や工事内容について説明を受け**家族で十分に相談**した上で決めましょう。

◎ 執拗な勧誘により**不要な契約**をしてしまった時や業者が契約書も交わさずに**補修・工事**を行ったりするなどお困りの際は**早めに消費生活センターに相談**してください。

困った時はご相談を！ 枚方市立 消費生活センター

相談専用電話
(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

祝日除く平日
9時30分～16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」
◎枚方文化観光協会

催し予告

8月21日(木) 10:00～12:00

子どもといっしょに 行灯(あんどん)作り

- 会場：消費生活センター 研修室
 - 講師：パナソニック株式会社 エコソリューションズ社
 - 定員：先着15組 市内在住・在学の小学生と保護者
 - 参加費：材料代として子ども一人につき500円
 - 保育：先着5人
1歳以上未就学で要予約8月8日(金)締切
 - 申込：8月1日(金)午前9時～、電話・ファクスで受付
電話・ファクス 072-844-2433
- ※詳細は「広報ひらかた8月号」等でご確認ください。

「落語で学ぶ 悪質商法！」

落語家 笑福亭松枝 さん

悪質商法の手口と対策を落語でわかりやすくお伝えします。

参加無料

9月26日(金)

14:00～15:30

メセナひらかた会館

9月1日(月)から

申込受付します。

※詳細は「広報ひらかた9月号」や8月から配布するチラシ等でご確認ください。



